

## 狭山市地域防災計画の改定概要

### 1 改定の背景

国や県においては、災害対策基本法の一部改正及び防災基本計画等改定が行われているところですが、現行の狭山市地域防災計画は、平成29年度に一部改定を行い、現在に至っていました。

これらの状況を鑑み、狭山市地域防災計画についても、現行計画の充実・強化を図るとともに、激甚化・頻発化が懸念されている風水害や地震及び複合災害に対して、更なる、防災・減災対策及び自助・共助の取組みを的確に推進できるように改定を行う必要がありました。

そこで、来年度以降に実施予定の狭山市地域防災計画の見直しに向けて、まず、一部改定された災害対策基本法や上位計画等を考慮した修正や追記、字句等の修正を行ったものです。

### 2 修正内容

#### (1) 人口、世帯数等の更新（平成29年→令和5年）

人口・世帯数	平成29年1月1日	153,054人・67,396世帯
	令和5年1月1日	149,360人・71,434世帯

#### (2) 組織改正に伴う課名等の修正

全般的に修正を行いました。

（平成29年度→令和5年度）

#### (3) 防災設備等の更新

防災行政無線のデジタル化整備完了による文言等の修正を行いました。

（平成28年度→令和4年度）

#### (4) 飲料水供給体制の整備（保有水量）

地区ごとの必要水量等を見直しました。

#### (5) 防災訓練実施時期

参加者の健康に十分配慮するため、真夏日が多い時期から変更しました。

8月最終土曜日→11月第3日曜日

#### (6) 狭山市防災基本条例の資料編への追記

地域防災の充実及び強化に取り組むため、令和元年12月に制定した当該条例を追記しました。

## (7) 災害対策基本法及び上位計画等の改定に係る修正

### (ア) 避難情報に関する修正

災害対策基本法の改正に基づき、避難情報及び警戒レベルの運用を踏まえた見直し  
がされ、警戒レベル4の避難勧告と避難指示については、避難のタイミングが2つあ  
り分かりづらいことから避難行動を起こしづらく、避難を待つことにつながる恐れが  
ある等の理由により、避難勧告は廃止され、「避難指示」に一本化され、これまでの  
避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとなりました。

さらに、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し指定緊急避難  
場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を  
促すことができることとするなど、避難情報が改善されました。それぞれの発令基準  
の見直しと併せ、本計画の修正を行いました。

### (イ) 要配慮者の安全確保に関する修正

災害対策基本法の改正に基づき、平成27年4月1日から、高齢者、障がい者、乳  
幼児、妊婦など、災害時において特に配慮を要する人を「要配慮者」としており、避  
難の確保などの支援を要する人を「避難行動要支援者」という名称としたことから本  
計画の修正を行いました。

また、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されたこと、「避  
難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改定されたことを踏まえ、避難  
行動要支援者ごとの避難支援を行うことを本計画に記載しました。

### (ウ) 南海トラフ地震に関する記載

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知  
らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、南海トラフ地震  
の発生に備え、臨時情報発表による社会的混乱の懸念と地震被害を最小限にとどめる  
ため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン」を参考に、  
南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を本計画に記載しました。

### (エ) 広域応援・受援体制の整備

大規模災害発生時等に国や県、地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受  
け入れられるよう、また受援される際は、災害対応の進捗状況を的確に把握するとと  
もにその状況に応じて、積極的に人的支援ニーズを把握して、必要な応援が迅速に行  
われるように本計画に記載しました。

### (オ) 避難所における新興感染症対策

新興感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避  
難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針」に沿った対  
策について本計画に記載しました。

※資料編については、一部を除き、全面改定の際に最新の内容に更新を行う予定です。